

承認済

ワイエスフード株式会社 株主総会

定 款

ワイエスフード株式会社

平成 9年3月 3日 改訂
平成14年6月25日 改訂
平成15年6月27日 改訂
平成16年6月24日 改訂
平成17年6月29日 改訂
平成18年6月27日 改訂
平成19年6月28日 改訂
平成21年6月25日 改訂
平成23年6月29日 改訂
平成25年10月1日 改訂
平成26年6月26日 改訂
平成27年6月25日 改訂
平成28年6月28日 改訂
平成29年6月28日 改訂
平成30年6月27日 改訂
令和 2年9月 7日 改訂
令和 3年6月25日 改訂
令和 4年6月28日 改訂

定 款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、ワイエスフード株式会社と称し、英文では、Y. S. FOOD CO., LTD. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 飲食店の経営
- (2) 麺類・ソース・惣菜類の製造および販売
- (3) 飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導業務
- (4) 厨房用機器のリース業
- (5) 厨房用機器のメンテナンス工事業
- (6) 経営コンサルタント業
- (7) 労働者派遣事業
- (8) 不動産の売買・賃貸・斡旋・仲介及び管理運営
- (9) 店舗リース・店舗企画・店舗設計並びに店舗施工
- (10) 株式への投資及び運用
- (11) 金融業
- (12) 保険の代理店業
- (13) 遊技場の経営
- (14) 学習塾の経営
- (15) 通信機器・電子部品の輸出入貿易並びに国内販売
- (16) 酒類販売
- (17) 厨房用機器の設計、施工、販売
- (18) 厨房用品の販売
- (19) 食料品、加工食品の卸売および小売業ならびに輸出入業
- (20) 衣料品、雑貨類の販売ならびに輸出入業
- (21) 一般写真および商業写真業
- (22) 写真用品の輸入ならびに販売業
- (23) 広告デザイン業
- (24) 広告、宣伝、印刷およびその企画、製作業務ならびにそれらの指導
- (25) 印刷物加工業
- (26) 写真スタジオ機器製造・販売業
- (27) 商業写真業のフランチャイズチェーン店の加盟募集および加盟店の指導業務

- (28) 切手・印紙類の販売
- (29) 穀類（米・麦等）、雑穀（ゴマ・大豆・コーヒー豆等）、穀物を原料とする加工食品の製造販売
- (30) 農林畜産水産物の卸売及び小売業
- (31) 調味料（ドレッシング類）の製造販売
- (32) コンピュータシステムによる映像および画像の企画、制作ならびに販売
- (33) 印刷物の企画、デザイン、編集、制作ならびに販売
- (34) 出版業、印刷業および広告宣伝代理業
- (35) グラフィックデザイン、コンピュータグラフィックの企画、立案、制作ならびに販売
- (36) イラストレーション、商業デザイン、グラフィックデザイン、パッケージデザインおよびクラフトデザインの企画、制作ならびに販売
- (37) 写真、ビデオ等の映像の企画および撮影ならびに編集
- (38) 各種の写真撮影・製版、印刷、製本加工
- (39) 各種出版物の企画制作ならびに販売
- (40) 執筆業
- (41) 書籍の企画、編集、出版、販売
- (42) 各種店舗、建築物および室内空間のデザイン企画、制作ならびにコンサルタント業務
- (43) 健康食品、サプリメント等の健康及び美容に関する食品の販売、輸出入並びにそれらの仲介
- (44) 医薬品、医薬部外品、化粧品等の販売、輸出入並びにそれらの仲介
- (45) 衛生用品、美容機器、健康機器等の健康及び美容に関する物品の販売、輸出入並びにそれらの仲介
- (46) 健康及び美容関連商品の企画、製造、卸及び販売
- (47) 輸出入に関するコンサルティング
- (48) インターネットを利用した通信販売業
- (49) ネイル及びアロマセラピーに関する商品の販売
- (50) 美容健康食品、美容健康機器及び衛生用品の販売、販売代行並びにそれらに関するコンサルティング
- (51) ファスティング及び食育に関するプロデュース
- (52) 旅行業法に基づく旅行業
- (53) 旅行業法に基づく旅行業者代理業
- (54) フィットネスクラブの経営
- (55) 農業
- (56) 国及び地方自治体から委託された公共施設の管理運営受託業務
- (57) 公衆浴場の経営
- (58) イベントの企画及び実施業務

- (59) 前払式証票の発行業務
- (60) 食品衛生管理に関するコンサルティング事業
- (61) 飲食業、食品製造加工業及び特別養護老人ホーム・病院を含む療養施設等の食品取扱事業者に対する衛生管理システム及びソフトウェアの販売
- (62) 衛生管理に関するシステム、機器、装置及びソフトウェアの販売
- (63) キャンプ場、釣場、スポーツ施設、遊園地の経営及び企画、コンサルタント業務
- (64) キャンプ用品、登山用品、カヌー用品、釣具、スポーツ用品、家具、家庭用調理器具、燃焼器具、照明器具、光学機器、鞆等の企画、製造、販売、輸出入及びレンタル業
- (65) 旅館業及び住宅宿泊事業、リゾート施設等の経営及び企画、コンサルタント
- (66) 旅行業及び旅行業者代理店業並びに旅行券、乗車券、宿泊施設、運輸機関の手配、斡旋、販売
- (67) 前各号に附帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を福岡県田川郡香春町に置く。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、24,292,000株とする。

第7条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条 （自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

第9条 （株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第10条 （株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いおよび株主権の行使の手続等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第11条 （招 集）

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時これを招集する。

第12条 （定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条 （招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 15 条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 16 条 （議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 17 条 （電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（附則）

1. 現行定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 17 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 18 条 （員数）

当社の取締役は、12 名以内とする。

第 19 条 （選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条 （任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 21 条 （代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 22 条 （取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 23 条 （取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。

第 24 条 （取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条 （相談役、顧問）

取締役会の決議により、相談役または顧問を置くことができる。

第 26 条 （取締役会規則）

取締役会に関しては法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 27 条 （報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 28 条 （取締役の責任免除）

当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 29 条 （員数）

当社の監査役は、4 名以内とする。

第 30 条 （選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社は、会社法第 3 2 9 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 31 条 （任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 32 条 （常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 33 条 （監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 34 条 （監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 35 条 （監査役会に関する規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会要綱による。

第 36 条 （報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 37 条 （監査役の責任免除）

当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

第 38 条 （選任方法）

当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

第 39 条 （任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 40 条 （報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

第 41 条 （会計監査人の責任免除）

当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

第42条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第43条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第44条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

第45条 (配当金の除斥期間等)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息を付けない。